税金

市民税

市民税課	443-2031 443-2032 443-2033

■個人市民税

前年中の所得を基準として計算します。

●納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）の状況で判断されます。

個人市民税を納める方	納める税金	
	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある方	○	

●市民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない方
- 生活保護法により生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得が135万円以下の方

均等割がかからない方
- 扶養親族がなく、前年の合計所得金額が415,000円以下であった方
（給与収入のみの場合は1,065,000円以下）
- 前年の合計所得金額が『315,000円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族の数）+289,000円（同一生計配偶者や扶養親族を有する場合のみ加算）』以下の方

所得割がかからない方
- 扶養親族がなく、前年の総所得金額等の金額が45万円以下であった方
（給与収入のみの場合は110万円以下）
- 前年の総所得金額等の金額が『35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族の数）+42万円（同一生計配偶者や扶養親族を有する場合のみ加算）』以下の方

●申告

1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方は、毎年3月15日までに前年中の所得を申告していただくことになっています。

ただし、次の方は申告の必要はありません。
- 前年中に所得がなかった方
- その年の1月1日現在、給与の支払いを受けている方、または公的年金等を受給している方のうち、その支払者から給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市役所に提出されている方で、他に所得のない方（ただし、雑損控除や医療費控除などを受けようとする方は、申告書の提出が必要です）
- 所得税の確定申告書を提出した方

●納税の方法
- **給与からの特別徴収：**給与支払者が、市役所からの通知に基づいて、毎月（6月から翌年5月）の給与からその税額を差し引き、これを毎月取りまとめた上で、翌月10日までに市に納めます。
- **公的年金からの特別徴収：**年6回の公的年金支払時に、年金保険者（厚生労働大臣など）が特別徴収を行い、翌月10日までに市に納めます。
- **普通徴収：**事業所得者など給与からの特別徴収以外の方は、市役所から送付する納税通知書により、6月（第1期）、8月（第2期）、10月（第3期）、翌年の1月（第4期）の年4回の納期ごとに納めていただきます。

●森林環境税（国税）の課税

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税（国税）」が創設されました。森林環境税の税収は、全額が森林環境譲与税として国から市町村や都道府県へ配分されます。森林環境税は、令和6年度から市民税・県民税（個人住民税）の均等割と併せて、1人あたり年額1,000円を負担いただくものです。

■法人市民税

法人市民税は、富山市内に事務所、事業所または寮等を有する法人等に課税される税金です。

法人市民税を納める方	納める税金	
	均等割	法人税割
市内に事務所等がある法人	○	○
市内に事務所等はないが寮等がある法人	○	
市内に事務所等がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	○	○
市内に事務所等がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で、市内に事務所等を有するもの		○

■事業所税

事業所税は、人口30万人以上の都市等が、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所等において行われる事業に対して課される税金です。

区　分	資　産　割	従 業 者 割
課税客体	事業所等において法人または個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	富山市内の事業所用家屋の延床面積	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税　率	1㎡につき600円	0.25%
免税点	合計延床面積が1,000㎡以下	合計従業者数が100人以下
	（課税標準の算定期間の末日の現況による）	
課税標準の算定期間	法人…事業年度 個人…1月1日～12月31日	
納　期	法人…事業年度終了の日から2カ月以内 個人…翌年の3月15日	

＊市内の全ての事業所等を合算して課税されます。

■軽自動車税

●納税義務者

4月1日（賦課期日）現在で原動機付自転車や軽自動車などの所有者または使用者に課税されます。

●納期

5月中旬頃までに納税通知書を送付しますので、5月31日までに納めていただきます。

●申告

取得・名義変更・住所変更：15日以内
廃車：30日以内

■個人市民税・軽自動車税の減免

税の種類	減免が受けられる場合
個人市民税	・生活保護を受けている
軽自動車税	・障害者本人が所有し、障害者本人もしくは、生計を一にする方または単身で生活する障害者を常時介護する方が運転するもの ・18歳未満の障害者と生計を一にする方が所有し、生計を一にする方または単身で生活する障害者を常時介護する方が運転するもの ・構造上、障害者の利用に供するためのものと認められるもの ・公的医療機関が所有する救急自動車または、へき地巡回診療のために使用する軽自動車等 ・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う者が所有し、専ら身体障害者等の輸送の用に供する軽自動車等

固定資産税

資産税課	（土地）	443-2034
	（家屋）	443-2035
	（家屋）	443-2036
	（償却）	443-2037

■固定資産税

●納税義務者

固定資産税は1月1日（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産（事業用の機械・器具・設備など）を所有している方に納めていただく税金です。

●固定資産税の税率

1.4%です。

●税額の算定

1 固定資産を評価して、価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

※免税点
土地、家屋および償却資産それぞれの課税標準額の合計額が右表の場合には、課税されません。

土　地	30万円未満
家　屋	20万円未満
償却資産	150万円未満

2 課税標準額×税率＝税額　となります。

●納期

次のとおりです。

第1期	4月1日～4月30日
第2期	7月1日～7月31日
第3期	12月1日～12月25日
第4期	翌年の2月1日～2月末日

■都市計画税

●納税義務者

都市計画税は、道路や公園などの都市基盤を整備する事業費に充てるため、1月1日（賦課期日）に、市街化区域内の土地・家屋を所有している方に、固定資産税と併せて納めていただく税金です。

●都市計画税の税率

0.3%です。
※償却資産には課税されません。

●納期

固定資産税と同じ納期です。
※固定資産税と併せて納めていただきます。

■固定資産税の減免

申請により減免される場合があります。

税の種類	減免が受けられる場合
固定資産税 都市計画税	・生活扶助を受けている ・災害（火災・風水害など）を受けた ・公益のために直接専用する固定資産（有料の場合を除く）など

納税と証明

納税課	☎443-2026 ☎443-2027 ☎443-2028 ☎443-2029 ☎443-2030 ☎443-2205

【その他の納付窓口】
各行政サービスセンター地域生活係
中核型地区センター・小見地区センター

■税目と納期

税目＼月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市・県民税 森林環境税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	特別徴収	徴収した日の翌月10日まで											
固定資産税 都市計画税		1期			2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
法人市民税		確定申告分…事業年度終了の日の翌日から2カ月以内 中間申告分…事業年度開始後6カ月を経過した日から2カ月以内											
事業所税		法人…事業年度終了の日から2カ月以内 個人…翌年の3月15日まで											

■便利な納付方法

●総合口座振替

自動的に預貯金口座から振替納付ができる便利で確実な総合口座振替をご利用ください。

振替可能なもの	市県民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、上下水道料金
取扱金融機関	市内に本店または支店がある金融機関（ただし商工組合中央金庫を除く） ゆうちょ銀行・郵便局の全国の店舗
申込方法	「富山市預金口座総合振替依頼書」に記入し、取扱金融機関などの窓口や納税課でお申し込みください。 ※依頼書は取扱金融機関などの窓口、納税課にあります。
申込期限	振替日の概ね1カ月半前まで

※パソコンやスマートフォン等から「Web口座振替受付サービス」を利用して、お申し込みすることもできます。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

市県民税・森林環境税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、軽自動車税は、次の納付方法をご利用いただけます。

●コンビニエンスストアでの納付

日本全国どこでも曜日や時間を気にせず納付することができます。

※納付額30万円以下の納付書に限ります。

●地方税統一QRコードを利用した納付

令和5年4月から納付書のQRコードを読み取ることで、パソコンやスマートフォン等から納付することができます。

・スマートフォン決済アプリによる納付
・「eLお支払サイト」からクレジットカードやインターネットバンキング等による納付
・富山市指定以外の金融機関での納付

※eL-QR（エルキューアール）（地方統一QRコード）に対応する決済及び金融機関に限ります。詳細は「eLお支払サイト」を検索ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

＜注意事項＞

・納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
・領収証書は発行されません。二重納付にご注意ください。
・クレジットカードによる納付等、納付方法により手数料がかかる場合があります。

■納付にあたって

●納付相談

市税を納期限までに納付されなかった場合、督促状を送付するなどして納付をお願いしています。納付されない状態が続くと、きちんと納付していただいている方との不公平が生じないよう、財産の差し押さえなどの法的措置を行うことになります。事情があり、納期限までに納付ができない場合、分割での納付または徴収猶予等納付についてのご相談をお受けしますので、お早めにご連絡ください。

※分割納付中も延滞金の加算は続きます。また、徴収猶予の場合は、担保が必要な場合があります。

●市税の滞納と延滞金

市税を定められた納期限までに納められない場合には、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。

滞納期間	年率
納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間	2.8% （令和8年中）
納期限の翌日から1カ月を経過した日以降の期間	9.1% （令和8年中）

※年率は、年により変動があります。

■税務関係証明

税証明窓口（本庁2階）	☎443-2026
各行政サービスセンター市民係 中核型地区センター／地区センター／とやま市民交流館	

●主な証明・閲覧の種類等

区分	種類	証明内容	主な使用目的	手数料
市・県民税に関する証明	所得証明	○給与所得などの各種所得金額	○銀行融資 ○住宅金融支援機構の申込み ○市・県営住宅の入居および更新手続き ○学校の授業料免除申請 ○扶養家族の申請および更新 ○健康保険加入 ○年金の申請	1通300円
	所得・課税証明（非課税証明）	○納付すべき市・県民税額と各種所得金額 ○上記の税額がない場合はその証明		
納税に関する証明	納税証明	○納付すべき税額 ○納付済税額 ○滞納税額がないことの証明	○銀行融資、各種制度融資 ○担保権の設定 ○入札指名参加 ○市・県営住宅の入居手続き	1通300円
	納税証明（継続検査用）	○納税義務者および車両ナンバー	○軽自動車の車両検査	無　料
固定資産税に関する証明	評価証明	○土地や家屋の一筆・一棟ごとの固定資産評価額を表示	○銀行融資 ○登記（登記用評価証明は無料）	3筆または3棟までが300円 （1筆または1棟増えるごとに150円加算）
	公課証明	○土地や家屋の一筆・一棟ごとの固定資産評価額と課税標準額、税額を表示	○競売などの申立 ○売買などによる税額の精算	
	課税台帳記載事項証明	○上記に同じ （所有者の住所は表示されません）	○税額の物件別内訳の確認 （賃貸契約書等の提示が必要）	
	資産証明	○土地・家屋の合計面積と合計評価額を表示（一筆・一棟ごとの表示はされません）	○ケアハウス等入居申請 ○授業料の免除	1通300円
公簿等の閲覧	固定資産課税台帳（名寄帳）	○所有する資産の地目、面積、固定資産評価額、税額など全ての項目を表示	○確定申告資料 ○税額の物件別内訳の確認	1件300円
	公図	○所在・地番・形状など	○土地の形状などの確認	1件300円

＊固定資産課税台帳（名寄帳）の縦覧及び閲覧、公図の閲覧、住宅用家屋証明、未登載証明、近傍評価による評価証明（法務局提出用）の申請・発行は、資産税課のみで取り扱っています。

●申請に必要なもの

●本人の場合……顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証など）
●代理人（同一世帯の親族含む）の場合……委任状または委任者の印鑑（法人名義の場合は、法人の代表者印）および代理人の顔写真付きの公的身分証明書
●相続人の場合……相続関係が確認できるもの（戸籍等）および相続人の顔写真付きの公的身分証明書
※ただし、被相続人が富山市に住民登録されていない場合は、死亡年月日が確認できるもの（除籍等）も必要

●コンビニ交付サービス（税証明）について

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から、所得・課税証明書（最新年度のみ）を取得できます。

●利用時間　6時30分から23時（12月29日～1月3日及びメンテナンス日を除く）
●手 数 料　1通300円

＊マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が設定されている必要があります。